

## 10.1.9 廃棄物等

### 1. 産業廃棄物及び残土

#### (1) 予測及び評価の結果

##### ① 工事の実施

##### a. 造成等の施工による一時的な影響

##### (a) 環境保全措置

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物及び残土による影響を低減するため、以下の環境保全措置を講じる。

- ・可能な限り産業廃棄物の有効利用に努める。
- ・既存道路の活用により、事業の実施に伴う土地の改変並びに樹木の伐採を最小限に抑える。
- ・切土、掘削工事に伴う発生土は、可能な限り、盛土に利用する。
- ・定期的な会議等の実施により、工事関係者へ環境保全措置の内容を周知徹底する。

##### (b) 予測

##### 7. 予測地域

予測地域は対象事業実施区域とした。

##### イ. 予測対象時期

工事期間中とした。

##### ウ. 予測手法

環境保全措置を踏まえ、工事計画の整理により産業廃棄物及び残土の発生量を予測した。

##### エ. 予測結果

対象事業実施区域における工事に伴う産業廃棄物の種類及び量は表 10.1.9-1 のとおり、コンクリートくず、伐採木、木くず、廃プラスチック類、金属くず、紙くず及びアスファルト殻である。

また、造成工事における切土及び盛土の量は表 10.1.9-2 のとおりである。造成工事においては、土量収支の均衡に努め、可能な限り対象事業実施区域で処理するが、発生残土約 32.5 万 m<sup>3</sup>のうち、約 12.5 万 m<sup>3</sup>は場外の残土処分場に運搬し、処分場の業者によって有効利用する計画である。

表 10.1.9-1 工事に伴い発生する廃棄物の種類及び量

(単位：t)

産業廃棄物	発生量	有効利用量	処分量	有効利用及び処分の方法
コンクリートくず	466	466	0	中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）
伐採木	3,804	3,804	0	・有価材→業者へ売却 ・根株、枝葉→中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）またはサーマルリサイクル
木くず（型枠・丁張残材）	3	3	0	・中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）→サーマルリサイクル
廃プラスチック類	3	3	0	・分別→中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）またはマテリアルリサイクル
金属くず	63	63	0	業者へ売却
紙くず（段ボール）	3	3	0	分別回収し、リサイクル
アスファルト殻	1,290	1,290	0	中間処理施設（合材プラント）

表 10.1.9-2 工事に伴い発生する土量

工事の種類（位置）		計画土量
切土、掘削		約 324,700 m <sup>3</sup>
利用土工事	盛土工（風車ヤード造成）	約 96,000 m <sup>3</sup>
	盛土工（管理用道路）	約 46,000 m <sup>3</sup>
	埋戻（風車基礎）	約 13,700 m <sup>3</sup>
土捨場	土捨場 1	約 32,200 m <sup>3</sup>
	土捨場 2	約 7,400 m <sup>3</sup>
	土捨場 3	約 4,500 m <sup>3</sup>
残土量		約 124,900 m <sup>3</sup>

(c) 評価の結果

7. 環境影響の回避、低減に関する評価

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物及び残土による影響を低減するための環境保全措置は、以下のとおりである。

- ・可能な限り産業廃棄物の有効利用に努める。
- ・既存道路の活用により、事業の実施に伴う土地の改変並びに樹木の伐採を最小限に抑える。
- ・切土、掘削工事に伴う発生土は、可能な限り、盛土に利用する。
- ・定期的な会議等の実施により、工事関係者へ環境保全措置の内容を周知徹底する。

これらの環境保全措置を講じることにより、造成等の施工に伴い発生する産業廃棄物及び残土の発生量は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。

#### イ. 国又は地方公団体による基準又は目標との整合性の検討

福井県では「福井県廃棄物処理計画」（福井県、令和 3 年）が策定されており、産業廃棄物の重点施策として、以下のとおり記載されている。

- ・ 排出抑制、再利用および適正処理の推進
- ・ 不適正処理の防止
- ・ 事業者の優良化（「優良産業廃棄物処理業者認定制度」の普及）
- ・ 安定した処理体制の確保

本事業では、環境保全措置の実施により、産業廃棄物は可能な限り有効利用に努め、分別収集・再利用が困難な産業廃棄物は、専門の産業廃棄物処理業者に委託し、適正に処理することとする。

以上のことから、環境保全の基準等との整合が図られているものと評価する。